

しょう 5. 障がい福祉サービス ふくし

(1) 介護給付と訓練等給付

[身・知・精]

障がい福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。詳しくは20ページをご覧ください。

介護給付は、サービスに該当する障がい程度区分の認定を受けている必要があります。

1 申請に必要なもの

①障がいの内容が確認できるもの（次のいずれか）

1) 各種障害者手帳

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者福祉手帳

2) 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証

3) 精神障がいによる障害年金受給がわかる書類

4) 精神障がいの内容がわかる診断書

②介護給付費等支給申請書 ③世帯状況・収入等申告書 ④市町村民税同意書

⑤市町村民税非課税証明書または課税証明書（登米市内に住所がなかった場合）

⑥収入額を証明するもの（施設等入所者のみ） ⑦印鑑

2 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

3 費用負担

利用者負担は原則として1割ですが、世帯の所得に応じた上限月額（1ヵ月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。

利用者負担の他に、サービスの内容により食事代等の実費負担があります。

5 手続きから決定まで

①申請 →→→ 上記1の書類を添えて申請します。

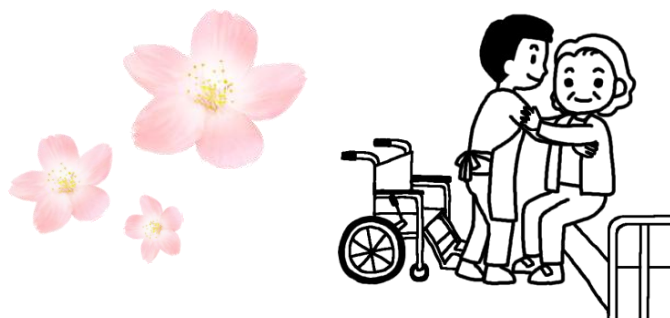
②調査 →→→ 市の調査員が面接調査およびサービス利用意向を聴取します。

③障がい程度区分の認定 →→→ 面接結果や主治医の意見書等から、区分認定審査会による審査を受け、非該当、区分1～6の障がい程度区分の認定が行なわれます。（介護給付の申請の場合のみ）

④支給の決定 →→→ 障がい程度区分やサービス利用意向をふまえ、サービスの内容や支給量を決定し、『障害福祉サービス受給者証』を交付します。

⑤利用契約 →→→ 利用者と事業者とが契約を結んだ後にサービスを利用します。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。



《障がい福祉サービスの内容》

サービスの種類		サービス内容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓 練 等 給 付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います